

# 3月定例会

意見書  
請願

平成25年3月定例会  
が3月1日に招集され、  
15日までの15日間の会  
期で開かれました。

今定例会では、市長  
の市政方針演説及び教  
育委員長の教育行政推  
進の基本方針演説があ  
りました。一般質問に  
は9人の議員が登壇し、  
市政を問いました。  
提案された条例12件、  
平成25年度一般会計予  
算、24年度補正予算9  
件、25年度特別会計予  
算等7件、その他3件  
の全32議案を原案のと  
おり可決したほか、発  
議案5件を可決しまし  
た。

## 議員発議

今定例会では、5件  
の議員発議案が提出さ  
れ、原案のとおり可決  
しました。

### ◆発議案第1号

遠野市議会基本条例  
の一部を改正する条例  
の制定について

### ◆発議案第2号

遠野市議会政務活動  
費の交付に関する条例  
の制定について

### ◆発議案第3号

遠野市議会政務活動  
費の交付に関する規則  
の制定について

### ◆発議案第4号

地方固有の財源であ  
る地方交付税制度の堅  
持を求める意見書の提  
出について

### ◆発議案第5号

「生活保護基準の引  
き下げをしないこと」  
を求める意見書の提出  
について

地方固有の財源である  
地方交付税制度の堅持  
を求める意見書

「生活保護基準の引き  
下げをしないこと」を  
求める意見書

地方の固有財源であ  
る地方交付税を、国の  
政策目的を達成するた  
めの手段として用い、  
国が地方公務員の給与  
削減を強制することは、  
地方自治の根幹に関わ  
る。よって今回のよう  
な措置を行わないこと  
を求める。

### 【意見書の趣旨】

●国と地方の信頼関係  
を重視する立場から、  
地方との十分な協議を  
経ないまま、地方公務  
員給与に係る地方交  
付税を一方的に削減す  
る今回のような措置を  
行わないこと。

●本来、給与は地方公  
務員法により、個々の  
自治体の条例に基づき  
自主的に決定されるも  
のであり、その自主性  
を侵さないこと。

生活保護基準の引き  
下げは、利用している  
人たちの暮らしをより  
一層大変にし、最低賃  
金や年金、就学援助な  
ど、各種制度にも影響  
する。国民生活の最低  
保障水準の土台をなす  
生活保護制度は、国が  
全額責任を持って保障  
すべきであり、生活保  
護基準の引き下げをし  
ないことを求める。

### 【意見書の趣旨】

●生活保護基準の引き  
下げをしないこと。  
●生活保護は、全額国  
庫負担にすること。

## 請願

### ◆請願第1号

「生活保護基準の引  
き下げはしないこと」  
の意見書提出を求める  
請願

◎請願者 遠野市生活

と健康を守る会

代表者 及川 昇一  
(一部採択)

代表者 高橋 克公  
(不採択)

### 一部採択の理由

「生活保護基準の引  
き下げはしないこと」  
及び「生活保護費の国  
庫負担は、現行の75%  
から全額国庫負担にす  
ること。」については  
諒とするが、「生活保  
護の老齢加算を復活す  
ることについては、平  
成24年4月に、生活扶  
助の老齢加算の廃止を  
内容とする生活保護法  
による保護の基準の改  
定が違法であるという  
最高裁の判決が出され  
ており、司法上も老齢  
加算の廃止は認められ  
たと考えられることか  
ら、老齢加算の復活は  
現実的に難しいと判断  
し、その部分を除いて  
一部採択とした。

### 不採択の理由

憲法第25条において  
は、すべて国民は、健  
康的で文化的な最低限  
度の生活を営む権利を  
有し、国は、すべての  
生活面について、社会  
福祉、社会保障及び公  
衆衛生の向上及び増進  
に努めなければならない  
というたわれている。  
今後この社会保障  
制度を維持するために  
は、国債に頼らない  
しつかりとした財源の  
確保が必要である。  
国では、2013年  
の実質経済成長率を2  
.5%とする見通しを打  
ち出しており、生活必  
需品等への軽減税率の  
導入も含めた3党合意  
の増税決定の中で、今  
後も続く少子高齢化を  
考えた場合、財源確保  
のための消費税率の引  
き上げは、避けては通  
れないものと判断し、  
不採択とした。

### ◆請願第2号

消費税増税に反対す  
る請願

◎請願者 ぐらしを考  
えるネットワーク

